くるまえび科えび類 さくらえび科あきあみ属えび類 てながえび科えび類	十日（壊死性肝膵炎の病原体を広げるおそれがないとは認められない場合にあつては十八日、タウラ症候群及び急性肝膵臓壊死症の病原体を広げるおそれがないとは認められない場合にあつては二十日、エビの潜伏死病の病原体を広げるおそれがないとは認められない場合にあつては三十日、伝染性筋壊死症の病原体を広げるおそれがないとは認められない場合にあつては五十日）
あかあわび うすひらあわび とこぶし ふくとこぶし	（略）
（削る）	（削る）
（略）	（略）

別記様式第三号中「第13条の５」を「第16条」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（持続的養殖生産確保法施行規則の一部改正）

第二条　持続的養殖生産確保法施行規則（平成十一年農林水産省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

くるまえび科えび類 さくらえび科あきあみ属えび類 てながえび科えび類	十日（壊死性肝膵炎の病原体を広げるおそれがないとは認められない場合にあつては十八日、タウラ症候群の病原体を広げるおそれがないとは認められない場合にあつては二十日、エビの潜伏死病の病原体を広げるおそれがないとは認められない場合にあつては三十日、伝染性筋壊死症の病原体を広げるおそれがないとは認められない場合にあつては五十日）
（新設） （新設） とこぶし ふくとこぶし	（略）
えぞあわび くろあわび まだかあわび めがいあわび	百八十日
（略）	（略）

改正後	
（特定疾病） **第一条**　持続的養殖生産確保法（以下「法」という。）第二条第二項の特定疾病は、次の表の上欄に掲げる水産動植物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる伝染性疾病とする。	
水産動植物	伝染性疾病
（略）	（略）
くるまえび	（略） 鰓随伴ウイルス病 十脚目イリドウイルス病
しろあしえび	（略） エビの潜伏死病 十脚目イリドウイルス病
うしえび	（略） バキュロウイルス・ペナエイ感染症 エビの潜伏死病 （略） モノドン型バキュロウイルス感染症 十脚目イリドウイルス病

改正前	
（特定疾病） **第一条**　持続的養殖生産確保法（以下「法」という。）第二条第二項の特定疾病は、次の表の上欄に掲げる水産動植物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる伝染性疾病とする。	
水産動植物	伝染性疾病
（略）	（略）
くるまえび	（略） 鰓随伴ウイルス病 （新設）
しろあしえび	（略） エビの潜伏死病 （新設）
うしえび	（略） バキュロウイルス・ペナエイ感染症 （新設） （略） モノドン型バキュロウイルス感染症 （新設）